

投資信託の口座開設に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面には、投資信託の口座開設にあたって特にご注意いただきたい事柄などについて記載しております。お申込みの前にこの書面を十分お読みいただき、ご理解いただいた上でお申込みください。なお、この契約やこの書面に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

株式会社みなど銀行 コミュニケーションダイヤル 0120-17-3710

[ご相談（サービスコード①#）の受付時間は平日9時～17時となります。]

1. 契約の概要

社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座を口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿に開設し、記帳及び振替を行います。

2. 手数料について

手数料はかかりません。

3. クーリングオフの適用について

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6で規定されるクーリングオフの適用はありません。

4. この契約の終了事由

お客様から解約のお申出があった場合またはお客様が投資信託受益権振替決済口座管理規定に違反した場合その他同規定に定める事由が生じた場合には、この契約は解約されます。

株式会社みなど銀行(本店所在地：神戸市中央区三宮町2丁目1番1号) 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第22号

●主な事業：銀行業 ●設立日：昭和24年9月6日

●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

内容の概要：公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等

方法の概要：店頭・訪問・インターネット

●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

●当社の苦情対応措置及び紛争解決措置

お取引内容のご確認・ご相談や苦情につきましては、お取引店までお申出ください。

なお、訴訟手続によらず、公正な第三者が関与して、苦情トラブルの解決をあっせんする制度として、一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターをご利用いただけます。

・全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

・証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005

●この商品において、当社が加入しましたは対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。

NISAお取引ガイド

株式会社みなし銀行 御中

下記の項目についてご確認およびご理解ください

1) NISA口座は、お一人一口座（一金融機関）でのご利用となります（金融機関を変更した場合を除きます）。

※金融機関の変更を行い、複数の金融機関にNISA口座を開設した場合でも、各年において一つのNISA口座でしか購入ができません。非課税口座内の株式投資信託を、変更後の金融機関に移管はできません。なお、金融機関を変更しようとする当該年の非課税枠すでに株式投資信託を購入（定期定額購入プランおよび分配金再投資による購入を含む）していた場合、当該年分について金融機関を変更することはできません。

2) 当社で取扱うNISA口座対象商品は株式投資信託のみとなります。※株式は取扱っておりません。

3) 既に保有している株式投資信託は、NISA口座に組み入れることはできません。

4) 購入時手数料等は、非課税投資額に含まれません。

5) 非課税口座開設届出書を提出いただいた後、当社は税務署にNISA口座の二重開設がないか確認します。二重開設が確認された場合は、今回のNISA口座は無効となり、無効となったNISA口座で購入いただいた商品は、当初より課税口座で購入したものと扱います。

（当該商品から普通分配金が生じた場合には、課税分を徴収します。また、特定口座（源泉徴収選択口座）において当該商品を解約した場合、譲渡益について課税分を徴収します。）

6) NISA口座での損失と課税口座（特定口座・一般口座）との損益通算はできません。※損失分の繰越控除も使えません。

7) 課税口座（特定口座・一般口座）に受入れている株式投資信託の収益分配金はNISA口座で再投資できません。

8) 分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であるためNISAの恩恵は受けられません。

9) 出国する場合は、出国前に取引店で所定の手続きを行ってください。非居住者になる場合はNISA口座が廃止され、NISA口座で購入いただいた商品は課税口座に移管されます。

やむを得ない事情で一時的に出国する場合、一定の条件に該当すると非課税を継続できる場合がありますのでお申出ください。

10) 非課税年間投資枠は、つみたて投資枠（120万円）と成長投資枠（240万円）を併用することで年間360万円までとなります。NISA口座を設けた日から10年を経過した日以降、および同日の翌日以後5年を経過した日ごとに、お名前とご住所を確認させていただきます。確認できない場合は、NISA口座に株式投資信託の受入れができなくなります。

11) 非課税保有期間に期限はありません。

12) 非課税保有限度額は、購入残高（簿価残高）で1,800万円（うち成長投資枠の上限は1,200万円）となります。

13) 解約ファンドの簿価分の非課税枠を、翌年以降新たな投資に再利用できます。なお、非課税年間投資枠の再利用が可能となる時期は、毎年、非課税年間投資枠の上限（360万円）を投資したとして、最短で2029年からとなります。

14) 非課税限度額に達したのちの収益分配金再投資は課税口座（特定口座・一般口座）での受入れとなります。

15) 【つみたて投資枠】について

- ・つみたて投資枠では年間投資枠120万円以内になるように、積立を契約いただきます。
- ・つみたて投資枠においては、定期的かつ継続的に対象商品を購入いただきます。つみたて投資枠として1回限りとする購入は契約できません。1年間で2回以上、継続的に購入いただきます。
- ・つみたて投資枠に係る積立契約により買付けた投資信託の信託報酬等（概算）を、原則として年1回通知します。
- ・つみたて投資枠対象ファンドは長期の積立・分散投資に適した商品に限られます。

16) 【成長投資枠】について

- ・成長投資枠対象ファンドは、信託期間20年未満/毎月分配型/高レバレッジ型などは除外されます。

以上

※上記は2023年10月現在の情報に基づいて作成しています。今後、税制が改正された場合は内容が変更となることがあります。